

京都市梅小路公園条例の一部を改正する条例(令和4年3月30日京都市条例第 75号)
(建設局みどり政策推進室)

次のとおり、京都市梅小路公園条例の一部を改正することとしました。

- 1 指定管理者に遊戯用電車の管理を行わせるとともに、その利用料金を指定管理者の収入として収受させることとします。
- 2 京都市梅小路公園を利用するものが、次に掲げる行為をする場合における利用料金を指定管理者の収入として収受させることとします。
 - (1) 業として写真又は映画を撮影すること。
 - (2) 興行、競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのためにステージを独占して利用すること。
- 3 緑の館の和室及び茶室の供用時間を延長します。
- 4 緑の館の和室、茶室及びイベント室の利用料金の上限額の適正化を図ります。
- 5 その他規定を整備します。

この条例は、令和5年4月1日から施行することとしました。

京都市梅小路公園条例の一部を改正する条例を公布する。

令和4年3月30日

京都市長 門川大作

京都市条例第75号

京都市梅小路公園条例の一部を改正する条例

京都市梅小路公園条例の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「及び遊戯用電車」を削る。

第6条を削る。

第5条第1項中「者（）」を「もの（）」に、「和室等又は庭園」を「第3条第1項又は第3項の規定による許可を受けたもの及び和室等、庭園又は遊戯用電車」に、「者は」を「ものは」に改め、同条第3項中「庭園」の右に「及び遊戯用電車」を加え、同条を第6条とする。

第4条中「者は」を「ものは」に改め、同条を第5条とする。

第3条第2項中「及び庭園」を「庭園及び遊戯用電車」に改め、同条を第4条とする。

第2条の次に次の1条を加える。

(行為の制限)

第3条 京都市都市公園条例（以下「都市公園条例」という。）第3条第1項第1号に掲げる行為又はステージを利用して同項第2号若しくは第3号に掲げる行為をしようとするものは、指定管理者の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとするものは、行為の目的、行為の期間、行為を行う場所又は公園施設（法第2条第2項に規定する公園施設をいう。）、行為の内容その他別に定める事項を記載した申請書を指定管理者に提出しなければならない。

3 第1項の規定による許可を受けたものは、許可を受けた事項を変更しようとするときは、その変更の内容を記載した申請書を指定管理者に提出して、その許可を受けなければならない。

4 指定管理者は、第1項又は前項の許可の申請があった行為が公衆の公園の利用に支障を及ぼさないと認める場合に限り、第1項又は前項の許可を与えることができる。

5 指定管理者は、第1項又は第3項の許可に公園の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。

6 第1項又は第3項の許可を受けたものは、都市公園条例第3条第1項又は第3項の規

定による許可を受けたものとみなす。

第7条本文中「(遊戯用電車にあつては、既納の使用料)」を削る。

第10条(見出しを含む。)中「京都市都市公園条例」を「都市公園条例」に改める。
別表第1中「第3条関係」を「第4条関係」に改め、同表緑の館の項中「午後5時」を「午後9時」に改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2(第6条関係)

区 分		単 位	利 用 料 金
業として行う写真撮影		1回につき	3,800
業として行う映画撮影		1時間	7,800
ステージを利用した興行, 競技会, 集会, 展示会, 博覧会その他これらに類する催し		1面につき 1時間	1,700
緑の館	和室	1室につき 1時間	2,700
	茶室 1		900
	茶室 2		1,200
	イベント室		3,300
庭園		1人につき 1回	200
遊戯用電車		1人につき 1日	310
		1人につき 1回	150

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例による改正後の京都市梅小路公園条例(以下「改正後の条例」という。)の

規定による京都市梅小路公園（以下「公園」という。）の利用に係る料金の承認の申請
その他地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者に当該料金を収受させる
ために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(適用区分)

- 3 改正後の条例別表第2緑の館の項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の利用に係る料金について適用し、施行日前の利用に係る料金については、なお従前の例による。

(経過措置)

- 4 施行日以後に公園において改正後の条例第3条第1項に規定する行為をしようとするもののうち、施行日前に京都市都市公園条例第3条第1項又は第3項の規定による許可の申請を行ったものであって、この条例の施行の際許可又は不許可の処分を受けていないものは、改正後の条例第3条第1項又は第3項の規定による許可の申請を行ったものとみなす。
- 5 施行日以後に公園において改正後の条例第3条第1項に規定する行為をしようとするもののうち、施行日前に京都市都市公園条例第3条第1項又は第3項の規定による許可を受けたものは、改正後の条例第3条第1項又は第3項の規定による許可を受けたものとみなす。この場合において、改正後の条例第6条第1項の規定は、適用しない。

(建設局みどり政策推進室)